

1 本校の基本方針

学校は、子供達にとっていじめのない安全な場所であり、安心して過ごすことができる場所でなければならぬ。そのために、全教職員は「いじめを絶対に許さない」という強い決意をもち、学校における教育活動全体においてその決意を展開するものとする。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 「豊かな心」を育成することは、いじめをしない、許さない子供の育成につながる。
- (2) 教職員がいじめ問題に対応するための資質を向上させることは、いじめの未然防止・早期発見・早期解決することにつながる。
- (3) 子供達に関わる大人（教職員、保護者、地域）が同じ願いをもって連携し、組織的に教育活動を展開することは、いじめのない地域・学校づくりにつながる。

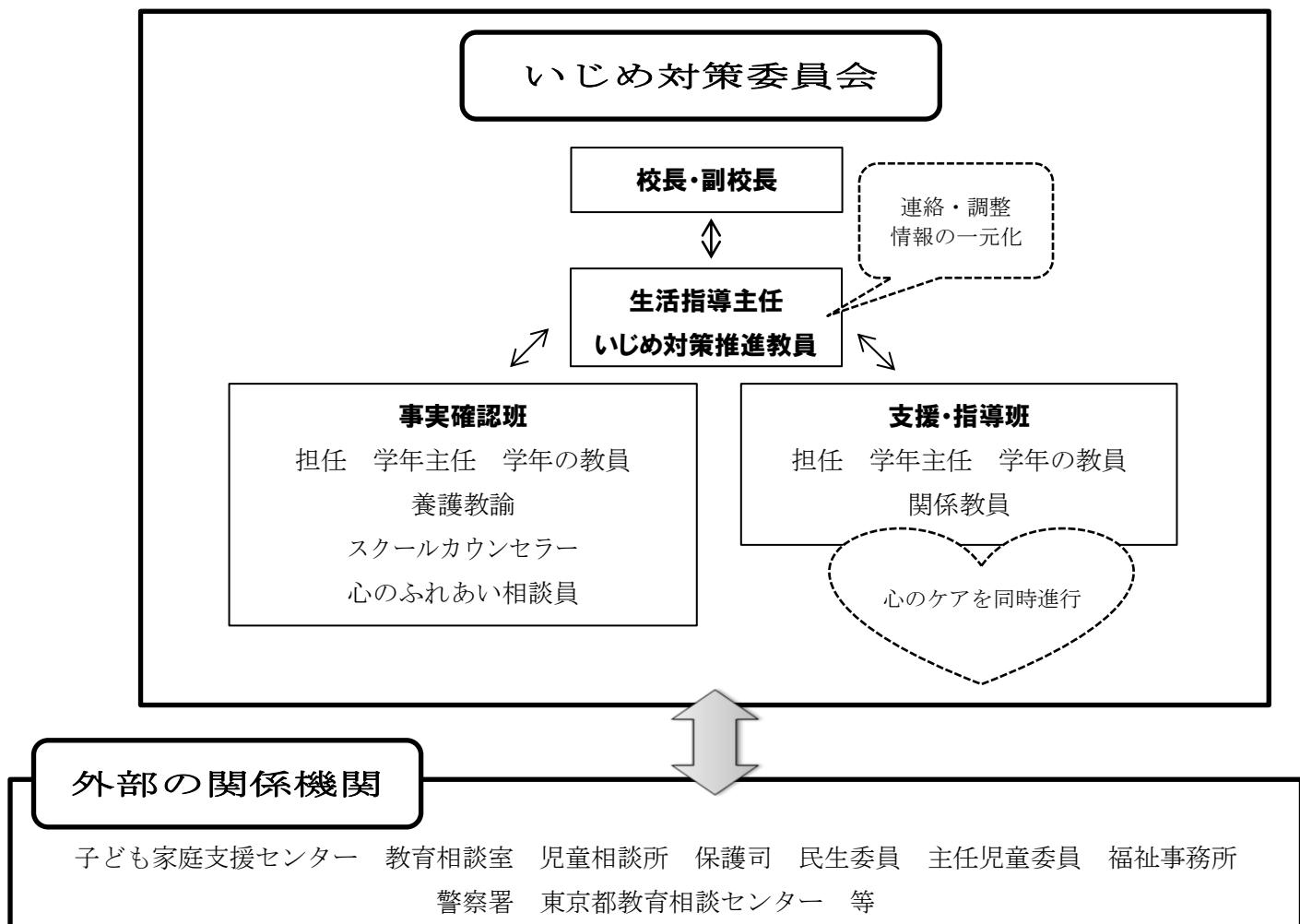
3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止基本方針は、学校・保護者・地域の代表が参画し、子供達の実態を踏まえて策定するものとする。それぞれが組織的に対応すると同時に、互いに連携・協力しながらいじめの防止を目指すものとする。

② 組織の設置



- ③ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
- 道徳教育の推進および人間関係構築力等の育成
 - ・本校の道徳教育の充実をめざして以下の手立てをとる。特に、内容項目 B 「主として人との関わりに関すること」に関する授業の充実を計る。
 - 情報モラル教育の充実
 - ・東京都や練馬区の SNS ルールを踏まえて「上小 SNS ルール」を作成し指導に当たる。
 - コミュニケーション能力の育成などを取り入れた教育活動の推進
 - ・教育活動の様々な場面で様々な人と関わる場を設定し、人と関わることの大切さや楽しさを実感できるようにする。
 - 体験活動の充実
 - ・たてわり班活動の充実。
 - 1つの班に 1 ~ 6 年生までが入り、たてわり遊びやたてわり給食などを通して年間を通して異年齢集団での交流を深めることをねらう。
 - 自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育む教育活動の充実
 - ・児童同士が互いを認め合い、伝え合う雰囲気を作り出し、それを具体的に実現する場を設定する。
- ④ 児童の主体的な活動の促進
- 児童会の取組
 - ・あいさつが円滑な人間関係の第一歩であると位置づけ、ふれあい月間（11 月）の期間中に上石神井中学校生徒会との共同であいさつ運動を展開する。
- ⑤ 教職員の指導力の向上
- いじめ問題に対する正しい理解やカウンセリング能力等の向上
 - 教職員の不適切な行為や体罰に関する研修の実施
 - ・管理職による服務研修を定期的に実施する。
 - 情報モラルに関する指導力の向上

（2）いじめの早期発見・早期対応

- ① 定期的ないじめの実態把握
- 調査等による把握
 - ・年 3 回のふれあい月間では必ずいじめ実態調査を行い、一人一人の悩みを発見する機会とする。
また、身の回りの状況を記入してもらい、より広く情報収集を行う。
 - 教職員による把握
 - ・「いじめ発見のポイント」を示し、子供の状態から早期発見する手がかりとする。

1 表情・態度

- 挨拶しても返さない。
- 笑顔がなく沈んでいる。
- ぼんやりとしていることが多い。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 無理に、はしゃいでいる。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 周りの様子を気にし、おどおどしている。
- 感情の起伏が激しい。
- いつも一人ぼっちである。

4 言葉・行動

- 他の子供から、言葉かけを全くされていない。逆に、他の子供から「うざい」「気持ち悪い」「汚い」等の悪口を言われる。
- いつもぽつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 職員室や保健室の付近でうろうろしている。すぐに保健室に行きたがる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 家から金品を持ち出す。

2 身体・服装

- 体に原因不明の傷などがある。
- けがの原因をあいまいにする。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ボタンが取れていったり、ポケットが破けたりしている。
- 洋服が汚れていたり、破けたりしている。
- 服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等学習用具が隠される。
- ノートや教科書、体育着などに落書きがある。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたたりする。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 「〇〇菌」といった不快に思う呼び方を友達からされている。
- 付き合う友達が急に変わる。教師が友達のことを聞くと嫌がる。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- プロレスごっこ等にいつも参加させられている。
- よくけんかが起きる。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

- 教師と目を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師と関わろうとしない、避けようとする。

② 教育相談の充実

○児童が相談しやすい校内体制の工夫

- ・全教職員が相談相手であり、学校のあらゆる場面が相談の場であるという認識をもち、それをおもに伝えていくことが大切である。

○スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との関わり

- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員は、相談室で児童の来室を待つだけではなく、相談室を出て児童と触れ合う機会をもつようとする

○多面的な相談体制の構築

- ・子供達が放課後を過ごす学童クラブや児童館、ひろばと定期的（長期休業前）に連絡を取り合い、互いに気になる人間関係を報告したり、既にトラブルが起きている場合には注意して見守ることを確認したりできるようにする。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

○本校のいじめの実態や対応方針等について

- ・本校の「いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載し、本校での取り組みを周知する。

○情報モラルに関する啓発

- ・毎年5年生を対象に実施する情報モラル講習会に伴って開かれる保護者対象の講習会への参加を促す。
- ・「上小SNSルール」を作成し、保護者に伝える。また、各家庭でのSNSルールを作成するように働きかける。

(3) いじめへの対処

① いじめを受けた側の児童への支援

○事実関係の聴取

- ・いじめを受けた児童に対し、何を話しても安全であり教職員が一丸となり守る体制であることを伝えることで信頼関係を気付き、安心感をもたせる。

○保護者と一体になった支援

② いじめを行った側の児童への実効性のある指導

○毅然とした指導の徹底

- ・いじめを行った側の児童の指導については、全教職員が「いじめは許さない」とする毅然とした態度で一丸となって臨む。状況が改善されない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行うこともある。

○組織的かつ継続的な観察や指導

- ・担任や一部の教員が抱え込むのではなく、「いじめ対応委員会」を中心に全教職員が解決にあたることを共通理解する。

○保護者と一体となつたいじめの改善

- ・事実を正確に報告し、被害者の状況を伝え、深刻さを認識してもらう。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性があり、誰もが加害者や被害者になる可能性を伝え、理解と協力を求める。
- ・保護者の心理を理解しつつ、いじめは許されない行為であるという毅然とした姿勢かつ学校の方針を伝える。

③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

○授業による指導

- ・周囲の子供が「いじめを見て見ぬふりをしない」よう日頃の授業(道徳や特別活動等)で指導する。また、どんな行為がいじめとなるのか、児童が判断できるようになるための指導も行う。

④ 学校組織全体でのいじめの対処

○教職員間における共通理解

- ・いじめが認められ教職員が一丸となり対処するためには、いじめの状況について共通理解を計らなければならない。

○教職員の役割と責任の明確化

- ・生活指導主任はいじめに対処するために、管理職と相談していじめ対応委員会の構成員を決め、できるだけ早く委員会を開く。

○いじめの疑いがある行為への対処

- ・いじめられているのではないかと思われる児童に対して個別に話を聞く場を設ける。

⑤ 重大事態への対処

○重大事態が発生した場合

- ・早急にいじめ対応委員会を開き、対処を話し合う。
- ・学校生活におけるいじめられている児童の安全を第一に考えた対応を最優先に行う。
- ・教育委員会と連携し、いじめの対処についての指導・助言を得る。

○児童や保護者的心のケア

- ・児童や保護者の声に真摯に耳を傾け、解決に向けて教職員が毅然とした態度で臨むことを伝え、信頼関係の構築に努める。
- ・カウンセラーや心のふれあい相談員との面談を積極的に活用する。

○保護者・地域、関係機関等との連携

- ・早急に説明会を開き、重大事態についての経緯など正確な情報を伝え、学校としての方針を伝える。また、保護者や地域の声に誠実に耳を傾け、答えることができるようとする。
- ・教育委員会と連携・協働し、事態の收拾に向けた最も適切な対処を講じる。学校だけでは解決が困難な事態又は犯罪行為として取り扱われる事態が生じている場合は、以下の機関との連携を強化する。【東京都教育相談センター、警察署（少年センター）、児童相談所、子ども家庭支援セン

ター、福祉事務所など】

○重大事態への対処に関する結果等の報告

- ・重大事態が起きるまでの経緯、対処の状況等を記録したものをまとめ保管する。

⑥ インターネット上のいじめ（ネットいじめ）への対応

○いじめを受けた側の児童を守るための対応

- ・書き込みをした人物が特定できた場合は、直ちに削除させる。
- ・書き込みをした人物が特定できない場合は、管理人（掲示板・ブログ等の作成者）に削除を依頼する。

○いじめを行った側の児童への対応、いじめの周囲の児童および保護者等への対応

- ・書き込んだ人物が特定できた場合、直ちに削除させ、学校において指導を行う。
- ・書き込みをした人物が誰で何人いるのか、見ていただけの人物は誰か等ネットいじめの広がりの状況を調査し、それぞれに応じた指導を行う。
- ・書き込みをした人物が特定できない場合、学級全体または学年全体に対して指導を行い、ネットいじめが悪質ないじめであること、書き込みをした人物を特定し厳しく指導すること等を伝える。
- ・ネットいじめが広がっている場合は、保護者会等において、状況の説明と指導を行う。

⑦ 校種間および関係機関との一層の連携

○入学時・卒業時における的確な情報伝達

- ・保幼小連携を重視し、入学前の児童に関する情報（児童の行動特性や対人関係の特徴等）を入手し、学級編成や入学後の指導に役立てる。
- ・6年生が卒業する前に、進学先である中学校と児童についての情報提供の場を設定する。

○関係機関との情報共有

- ・児童についてできる限り正確に情報を得るようにするとともに、関連機関との協力の在り方を検討する場とする。

（4）学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- ① 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- ② いじめに関する定期的な調査
- ③ 学校評価を通した教職員による評価及び改善
- ④ 児童および保護者等の評価および参画

4 附則

令和3年6月1日 改訂